

2024年6月

日光ガス株式会社
代表取締役 伊藤彰紀

LPガスの取引適正化・料金透明化に向けた取組

< 宣言 >

令和6年4月2日に液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する改定省令が公布されました。

日光ガス(株) は、関係法令を遵守し、率先してLPガス業界の商慣行是正に取り組むことを宣言いたします。

また、保安技術の向上やサービスの拡充に努め、地域の持続的な発展に向けた企業活動に取り組んでまいります。

取組内容

- 過大な営業行為の制限（令和6年7月2日施行）
 - ・不動産オーナー及びお客様との間において、正常な商慣行を超えた利益の供与及びLPガスの事業者の変更を制限するような契約の締結は行いません。
- 三部料金制の徹底（令和7年4月2日施行）
 - ・基本料金、従量料金、設備利用料金からなる三部料金制（設備費用の外出し表示）を徹底し、料金の見える化（透明化）を図ります。
- LPガス料金等の情報提供（令和6年7月2日施行）
 - ・賃貸物件のLPガス料金については、入居を希望されるお客さまに対し、不動産管理会社等の関係各所と連携し、ガス料金を事前に提示するように努めます。
- 法令遵守の履行・管理
 - ・社内講習会等での教育を継続的に実施し、法令遵守の浸透、徹底を図り、違反行為がないか定期的に管理します。
- 地域への貢献
 - ・地域のお客様に寄り添い、安全と安心を届けるとともに、災害時の「最後の砦」としての対応や持続可能でより良い社会の実現に向けカーボンニュートラル等にも取り組んでまいります。